

## 地域団体事務所に関する細則

第1条 本会は各地域の団体に事務所を設ける。

第2条 各地域の団体の代表者は、地域団体事務所の所在地を本会に届け出るものとする。

第3条 各地域の団体の代表者は、有道会会員として登録され、本会の総会に出席する資格を得るものとする。

第4条 各地域の団体は、本会に年会費を納め、また本会から必要な支援を受けることが出来る。

第5条 各地域の団体に合併または解散、事務所の変更あるいは代表者の改選等、重要な事項の変更があった場合は、直ちに本会に届け出なければならない。

第6条 各地域の団体は、本会に意見具申をすることが出来る。

第7条 この細則の変更は、執行部会に於いて決定する。

**附則** この細則は平成20年11月27日より施行する。

2 この細則は令和元年5月9日より施行する。